

ULJapan 日本エンヘサ合同ウェビナー

グローバル規模でのEHS法令遵守マネジメント：  
EHSプラットフォームの活用



enhesa™  
Worldwide Compliance Intelligence

当文書の無断複写・転載を禁じます。  
本プレゼンテーションの一部または全部をいかなる形式であれ使用または転用する場合は  
UL JapanならびにEnhesaの書面による許可が必要です。

# 本日のアジェンダ

- EHS法規制の最前線 (Enhesa)
- グローバルなEHS法規制情報の提供(Enhesa)
- EHS管理を支援するULプラットフォームのご紹介 (UL)
- UL-Enhesaのパートナーシップとプラットフォーム活用の利点 (Enhesa)
- ULプラットフォームのデモンストレーション (UL)
- ULプラットフォーム活用事例～欧米先進企業の管理手法 (UL)
- 質疑応答

## 本日のプレゼンター

株式会社UL 環境・サプライチェーン部 織戸香里

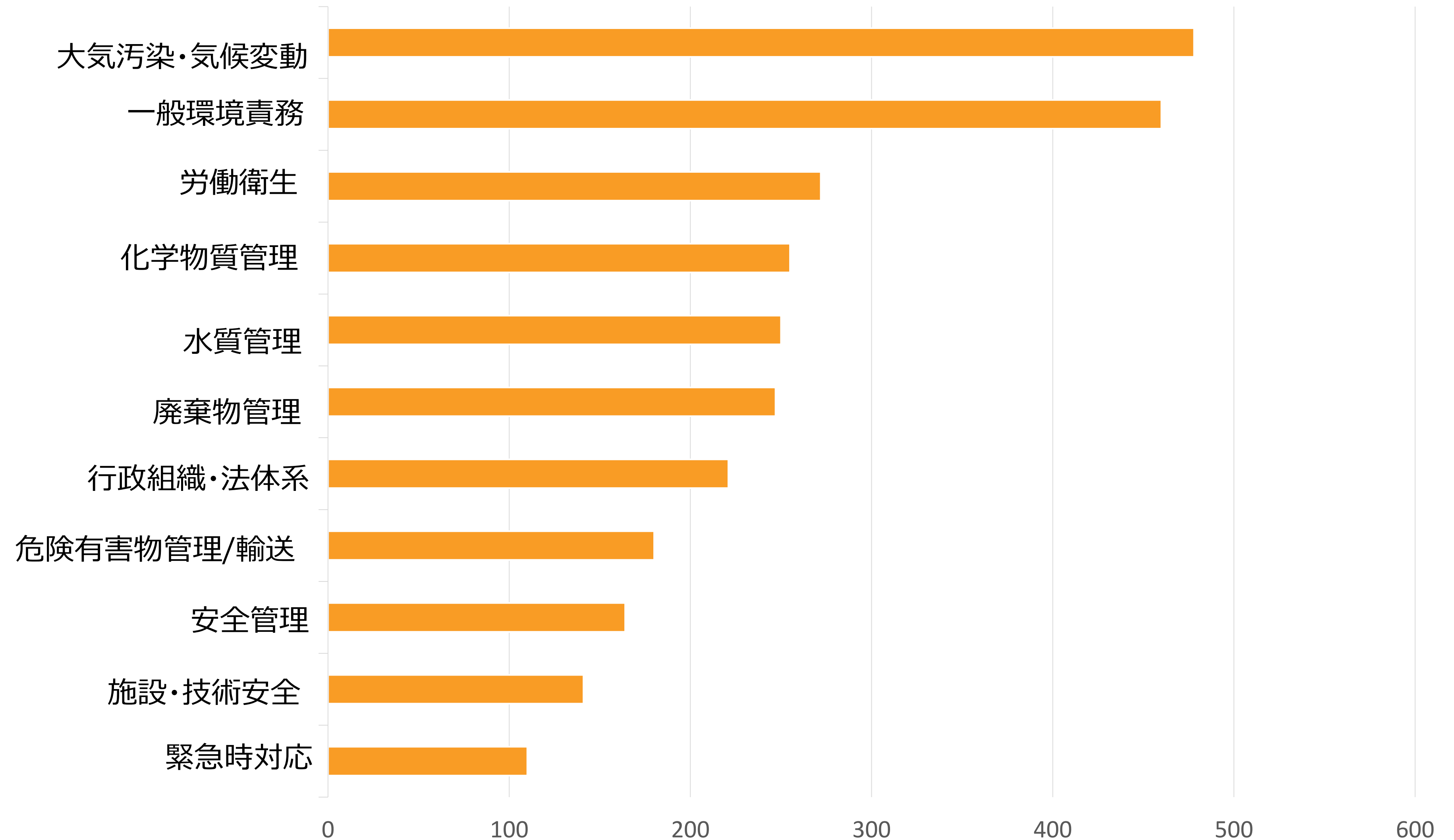
日本エンヘサ株式会社 アジア担当セールスマネージャー 田崎裕美

日本エンヘサ株式会社 クライアントサービスコーディネーター 酒井怜子

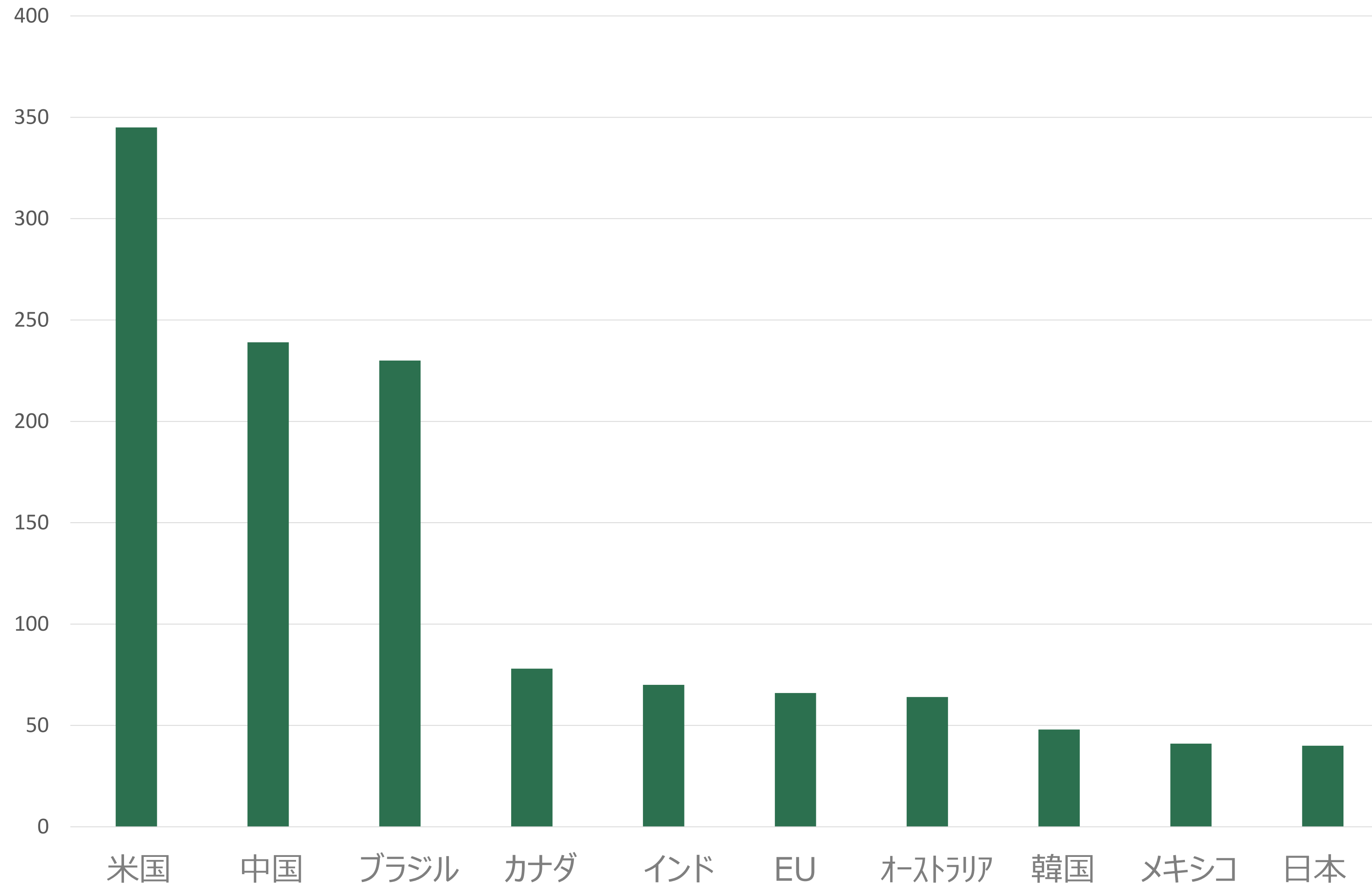
# EHS法規制の最前線



# 法令動向：Enhesa分野別施行法令レポート数（2018.11－2019.11）

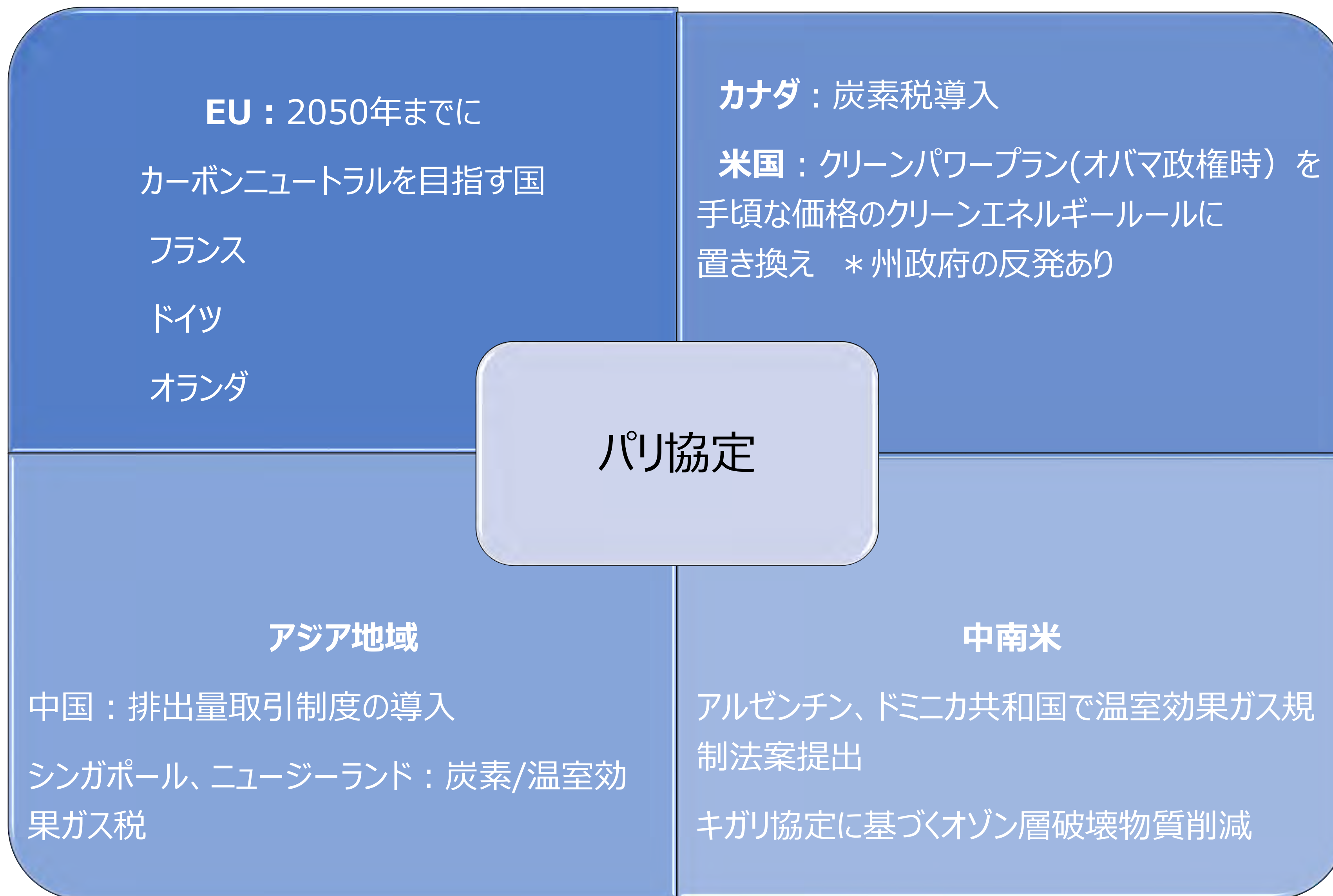


# 法令動向: Enhesa国別施行レポート数 (2018.11 - 2019.11)





# 気候変動





# プラスチック汚染



## EU

- 使い捨てプラスチック禁止指令施行
- 2021年7月3日までに加盟国国内法への置き換え



## 中南米

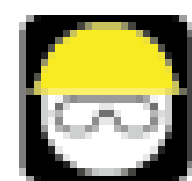
- ブラジルでは連邦及び州レベルで禁止法の施行または法案提出
- コスタリカ、チリ、メキシコで法案
- ペルーでは生産、輸入、販売者登録制度



## アフリカ

- アフリカ大陸の34カ国がプラスチック製品の使用、製造、輸入、輸出、販売、廃棄に関する法律を制定
- ケニアー最も厳しいレジ袋禁止法令を導入





# ハラスメント防止

## カナダ

ハラスメントの予防、保護、支援強化の法案提出、2020年施行の見込み

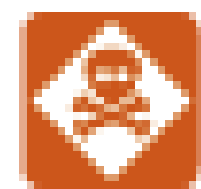
雇用主は予防・保護宣言、トレーニング、方針の策定義務付け

## シンガポール

ハラスメント保護のための特別裁判所の設立。被害者の請求手順の合理化

## 韓国

ハラスメントへの適切対応を事業者に要求する法案可決。被害者の職場変更、有給休暇申請に対する許可、機密事項の遵守、加害者への懲戒処分などを義務付ける



# 化学物質管理



REACH :  
Brexitの影響

北東アジア :  
既存物質の登録と評価

POPs :  
ストックホルム条約に  
基づく規制の強化

アジア太平洋/  
中南米

水銀規制 :  
水俣条約に基づく  
水銀含有製品に対  
する規制の強化  
アジア/中南米

# グローバルなEHS法規制情報の提供



# GLOBAL COVERAGE. EXPERT ANALYSIS.

**Compliance is our Business.** Enhesa is the market leader in global environmental, health and safety assurance providing support to businesses worldwide.



OVER **75**  
EHS REGULATORY  
EXPERTS  
REPRESENTING

**40+**

NATIONALITIES  
COVERING  
MORE THAN

**275**

JURISDICTIONS  
WORLDWIDE  
IN MORE THAN

**30** LOCAL  
LANGUAGES

## コンプライアンス インテリジェンス

# CI + RF

## レギュラトリー フォーキャスター

コンプライアンス インテリジェンスは、各国・地域ごとの法令情報とそこから抽出された法的要求事項を提供するサービスです。各事業所ごとに適用される法規制と法的要求事項を絞り込むスクリーニング機能、定期的な情報更新を通して、クライアントの継続的なコンプライアンス管理をサポートします。

レギュラトリーフォーキャスターはEHS法規制の最新動向について情報を提供するサービスです。クライアントが事業を展開する国・地域で新たに導入された法令、法案や重要なニュースをレポート形式でお届けします。

# Regulatory Forecaster

レギュラトリーフォーキャスター（旧モニタリングレポート）



専用ポータルサイトで  
随時情報を更新。  
メールアラート配信



法令動向のまとめと分析、  
原文へのリンクを提供



社内ユーザーとの情報共有、  
重要度ランク付けや  
コメントの追加等の  
カスタマイズが可能



追加オプションとして、  
月次/四半期ごとの電話  
会議も設定可能。  
クライアントにとって重  
要な規制動向を直接解説



業界ごとにレポートの  
重要度を表記

# レギュラトリーフォーキャスターサービス

<https://www.ehsmoitor.com/EnhesaDemoTraining/MrHome.aspx> Client Home

[ホーム](#)
[モニタリングレポート](#)
[監査ツール](#)
[違法ツール](#)
[その他のサービス](#)
[検索](#)

[日本語](#)
[便利なリンク](#)
[User Name](#)

## モニタリングレポートのホーム

[関連法規制の前月の改正動向](#) | 
 [EnhesaDemoTrainingの展開のホットリスト](#) | 
 [全ての項目を見る](#) | 
 [メーリングリスト](#) | 
 [コンプライアンス・カレンダー](#)

Report Interval:

国名	法規制	法案	その他
アメリカ合衆国	9	112	8
スペイン	0	52	0
ドイツ	3	5	3
ブラジル	11	52	7
フランス	7	15	1
中華人民共和国	4	76	7
日本	10	0	1

表題名	法規制	法案	その他
行政組織・法体系	6	25	13
環境に関する事業者の責務	9	73	9
大気汚染防止	12	75	2
水資源管理・水質汚濁防止	3	36	3
廃棄物管理	1	50	4
化学品管理	8	57	3
危険有害物管理・輸送規制	5	18	1
安全管理	1	26	5
施設/技術安全性	1	19	6
緊急時対応・防災	4	13	5
産業衛生管理	4	25	7
製品管理	9	47	1

# レギュラトリーフォーキャスター：レポート一覧画面


モニタリングレポートのホーム [国別または問題別](#)

↓ Select the monitoring record(s) that you are interested in for further details.

[メールリスト](#)
**Countries Covered**

Active issues only.


**18** 8つの化学物質、劇物として追加 [ID: JP74546] ■■■■


 2019年7月1日以降、新規に劇物に指定された8つの化学物質 (三塩化アルミニウム (CAS番号7446-70-0) など) のいずれかを製造、輸入、貯蔵、販売、提供または取り扱う事業者は、事業登録、表示、安全データシートの提供などの毒物及び劇物取締法による規制の対象となる。これらの規制は、2019年7月1日に施行される。ただし、特定の規制については、事業者に2019年9月30日までの3か月の経過措置が定められている。また、3つの化学物質が劇物一覧から削除され、2019年6月19日に施行される。

国	日本
Region	National
Status :	法律
Publication Date:	2019-06-19
Report Date:	2019-07-15

[この開発のEnhesaによる分析またはこの開発の元を表示](#)
[テキストの送信](#)  
[EnhesaDemoTrainingランキング及びアクションの編集](#) の分析を表示


**太陽電池発電所を設置または変更する事業者、環境影響評価の対象となる** [ID: JP75495] ■■■■ 新報


 2020年4月1日以降、出力4万キロワット (kW) 以上の太陽電池発電所を設置または変更する事業者は、環境影響評価 (以下、「EIA」) の対象となる。出力3万kW以上4万kW未満の太陽電池発電所を設置または変更する事業者は、EIAを行うべきかどうか、所轄当局による個別審査を受けなければならない。この展開は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令に従うものである。政令は、出力4万kWの太陽電池発電所の設置または変更の工事を第1種事業、出力3万kW以上4万kW未満の太陽電池発電所の設置または変更工事を第2種事業と定めている。また、政令はEIA報告書の内容を変更する手続から除外される事例を追加している。

国	日本
Region	National
Status :	法律
Publication Date:	2019-07-05
Report Date:	2019-07-15

[この開発のEnhesaによる分析またはこの開発の元を表示](#)
[テキストの送信](#)  
[EnhesaDemoTrainingランキング及びアクションの編集](#) の分析を表示

**新規化学物質の事業機会強化及び毒性が強い化学物質の管理強化を図る新たな規定、導入される** [ID: JP66026] ■■■■


 新規化学物質を日本市場に導入しようとする事業者は、当該化学物質の発売前及び発売後に影響する2つの改定に直面する。具体的には、新規化学物質の健康及び環境への影響に対するより正確な計算方法ならびに特定一般化学物質と呼ばれる追加の既存化学物質分類が導入される。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (略称LECSR) (通称「化審法」または「日本版リーチ法」) の一部を改正する法律が2017年6月7日に公布された。最初の改定は、新規化学

国	日本
Region	National
Status :	法律
Publication Date:	2017-06-07

- Antarctica
- アメリカ合衆国
- インド
- オーストラリア
- オランダ
- スウェーデン
- スペイン
- タンザニア
- ドイツ
- ブラジル
- フランス
- ベルギー
- ポーランド
- メキシコ
- ロシア
- 英国
- 韓国
- 中華人民共和国
- 日本

National



# レギュラトリーフォーキャスター：レポート詳細

EPA proposes Significant New Use Rules (SNURs) for 66 chemical substances [ID: US72750 v1.01] Edit Export to Excel

**Area of Application** United States  
Federal

**Issues**  
New Chemicals Risk Assessment  
Risk Assessment of Existing Chemicals  
Use and Marketing Restrictions / Prohibitions  
Chemical Import/Export Restrictions  
Chemical Restrictions - General

**Status**

**Abstract(Summary)**

**Business Impact**

**Analysis**

---

8つの化学物質、劇物として追加 [ID: JP74546 v2.01]

**Area of Application** 日本  
National

**Issues**  
有言廃棄物一般  
化学品のラベル表示  
文章交付/安全データシート

**Status** 法律

**Abstract(Summary)**  
2019年7月1日以降、新規に劇物に指定された8つの化学物質 (三塩化アルミニウム (CAS番号7446-70-0) など) のいずれかを製造事業者は、事業登録、表示、安全データシートの提供などの毒物及び劇物取締法による規制の対象となる。これらの規制は、事業者が2019年9月30日までの3か月の経過措置が定められている。また、3つの化学物質が劇物一覧に追加される。

enhesa

# レギュラトリーフォーカスター：レポート詳細

Edit Export to Excel

<b>Business Impact</b>	<p>事業者が、8つの新たに追加された劇物 (三塩化アルミニウム (CAS番号7446-70-0) など) のいずれかを製造、輸入、降、毒物及び劇物取締法に基づく規制を遵守しなければならない。この規制には、事業の登録、有資格者の選な廃棄管理などが含まれる。新規営業登録またはその変更ならびに毒物劇物取扱責任者の選任などのいくつかある。</p> <p>事業者は、2019年6月19日以降、特定の化学物質 (4-(2,2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2,4,5-トリクロロベンゼン) から除外されることにも注意しなければならない。</p>
------------------------	---

## 8つの化学物質、劇物として追加 [ID: JP74546 v2.01]

<b>Implementation Date</b>	2019-06-19 2019-07-01  2019-09-30	<p>この日以降、3化学物質及びその製剤は、劇物一覧から削除される。</p> <p>この日以降、8化学物質 (三塩化アルミニウムなど) が劇物として追加される。貯蔵、販売、授与、取り扱う事業者は、毒物及び劇物取締法の規制を完全に遵守するまで3か月の経過措置が与えられる。</p> <p>この日まで、8つの新規追加劇物のいずれかを製造、輸入、貯蔵、販売、授与、取り扱う事業者は、毒物及び劇物取締法の規制を完全に遵守しなければならない。</p>
----------------------------	--	--

**Status** 法律

### Abstract(Summary)

2019年7月1日以降、新規に劇物に指定された8つの化学物質 (三塩化アルミニウム (CAS番号7446-70-0) など) のいずれかを製造、輸入、貯蔵、販売、提供または取り扱う事業者は、事業登録、表示、安全データシートの提供などの毒物及び劇物取締法による規制の対象となる。これらの規制は、2019年7月1日に施行される。特定の規制については、事業者に2019年9月30日までの3か月の経過措置が定められている。また、3つの化学物質が劇物一覧から削除され、2019年6月19日に施行される。

# レギュラトリーフォーキャスター：レポート 編集機能

Last Reviewed by EnhesaDemoTraining	2019-09-13
Team Leader/Issue Owner	Hiromi Tasaki Reiko Sakai
Issue Ranking	2B
EnhesaDemoTraining Action Status	Monitor/Implementation Complete
EnhesaDemoTraining Network Team Assessment	8月上旬、マネージャー層に講習を実施。詳しくは総務部酒井ま
EnhesaDemoTraining Action Strategy &/Or Compliance Plan	
Advocacy Comments &/or Response	
Notes	10月にWEBテストで状況確認予定
History of EnhesaDemoTraining Comments	Version of 2018-07-24 modified by Hiromi Tasaki Version of 2018-07-24 modified by Hiromi Tasaki

規制モニタリングレポートの新規割り当て JP-65454

File Message Help Acrobat Tell me what you want to do

EM Enhesa <info@enhesa.com>  
To Reiko Sakai

Reiko 様

ご利用者の [rs@enhesa.com](mailto:rs@enhesa.com) 様が 65454 モニタリング・レポートをお客  
manage overworking at workplaces or can be penalized にてご確認くださ

以下は、当社専門家による本主題の分析です。

On 6 July 2018, the Law to Manage Related Laws to Promote Work Style Re  
関する法律) was adopted. This Law amended 8 labor-related laws, includin  
準法) and the Industrial Safety and Health Law (ISHL: 労働安全衛生法). “W  
initiative introduced by the Japanese Cabinet led by Prime Minister Abe sinc  
Among the many objectives of the Work Style Reform such as fair treatment  
and illness treatment, the main focus is on resolving overworking.

The Law will be implemented generally from 1 April 2019.

8) (PMN Number: P-15-726);

It consists primarily of Na2SO4, Na2CO3, and Na4(SO4)(CO3)) (PMN Number: P-16-421);

©2018 Enhesa Technical Support

©2018 Enhesa. All rights reserved.  
www.enhesa.com



コンプライアンス  
インテリジェンス

# CI + RF

レギュラトリー  
フォーキャスター

コンプライアンス インテリジェンスは、各国・地域ごとの法令情報とそこから抽出された法的要求事項を提供するサービスです。各事業所ごとに適用される法規制と法的要求事項を絞り込むスクリーニング機能、定期的な情報更新を通して、クライアントの継続的なコンプライアンス管理をサポートします。

レギュラトリーフォーキャスターはEHS法規制の最新動向について情報を提供するサービスです。クライアントが事業を展開する国・地域で新たに導入された法令、法案や重要なニュースをレポート形式でお届けします。

# Compliance Intelligence

コンプライアンスインテリジェンス



法令一覧と各法令の  
まとめと分析



法的要求事項の一覧



**要求事項**レベルでの  
変更点のフラッグ表示と  
解説



要求事項に対する関  
連情報の提供



法令原文へのアクセス



スクリーニング質問  
(表題、国・地域別)

# 監査スコアカード

## ScoreCard Japan National

2016-03-01

ScoreCard exported on: 5/19/21 [Facility Name] [Date of Assessment] [Lead Auditor Email] Major changes flagged since: 11/8/2015

	IS COMPLIANCE	NO COMPLIANCE	Not Applicable	Still to be completed			
1 General Environment	36%	26	4%	1	26	0%	0
2 Air	89%	33	11%	5	26	0%	0
3 Water	87%	41	13%	6	16	0%	0
4 Waste	84%	38	15%	7	33	0%	0
5 Chemicals	32%	68	8%	6	18	0%	0
6 Hazardous Materials	30%	35	10%	4	36	0%	0
7 Safety	32%	34	8%	3	13	0%	0
8 Technical Safety	85%	76	15%	13	51	0%	0
9 Emergency Preparedness	83%	40	11%	5	25	0%	0
10 Occupational Health	83%	68	11%	8	33	0%	0
<b>TOTAL</b>	<b>89%</b>	<b>465</b>	<b>11%</b>	<b>58</b>	<b>279</b>	<b>0%</b>	<b>0</b>

Risk Factor			
High Risk Findings	Medium Risk Findings	Low Risk Findings	Total Risk Factor
0	0	1	1
0	2	3	11
0	0	6	6
0	3	4	16
1	1	4	16
1	1	2	14
0	2	1	9
3	3	7	43
2	0	3	13
0	1	7	11
<b>7</b>	<b>13</b>	<b>38</b>	<b>146</b>

System Factor			
Not Identified	No Control Found	Not Implemented	Not Systemized
0	0	1	0
1	2	2	0
4	0	2	0
1	1	5	0
2	2	0	2
1	2	1	0
1	0	2	0
3	3	5	2
1	2	2	0
1	5	2	0
<b>15</b>	<b>17</b>	<b>22</b>	<b>4</b>

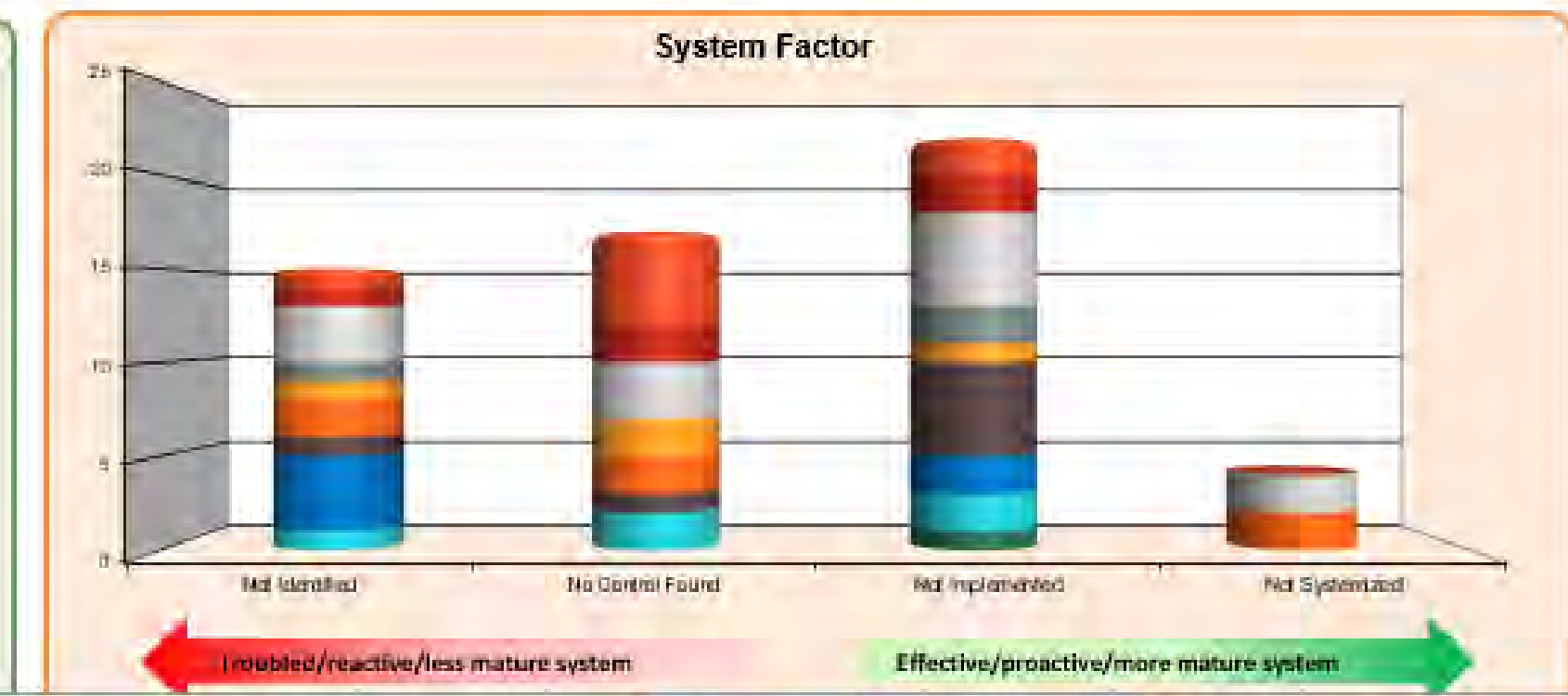
Cost Factor				
Capital Investment with High ROI	Capital Investment with Low ROI	Investment in Labor Effort	Investment in Operational Costs	No Substantial Cost Implications
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	2	2	0
0	0	0	0	0
<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>

Action Item			
Immediate action (within 24 hours)	Relief required (within 1 month)	Relief required (within 3 months)	Relief required (within 12 months)
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>



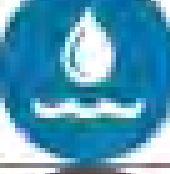

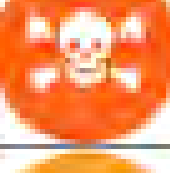
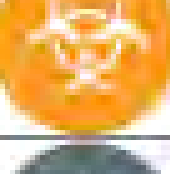


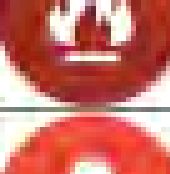
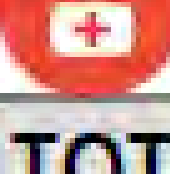
Compliance Score Analysis (once questions have been 100% completed)



Conditions of Use & Legal Disclaimer  
Enhesa ScoreCard 2016v2.0



# 監査スコアカード

	IN COMPLIANCE		NON COMPLIANCE		Not Applicable	Still to be completed		High
	%	Count	%	Count		%	Count	
 1 General Environment	96%	26	4%	1	28	0%	0	
 2 Air	89%	39	11%	5	26	0%	0	
 3 Water	87%	41	13%	6	16	0%	0	
 4 Waste	84%	38	16%	7	33	0%	0	
 5 Chemicals	92%	68	8%	6	18	0%	0	
 6 Hazardous Materials	90%	35	10%	4	36	0%	0	
 7 Safety	92%	34	8%	3	13	0%	0	
 8 Technical Safety	85%	76	15%	13	51	0%	0	
 9 Emergency Preparedness	89%	40	11%	5	25	0%	0	
 10 Occupational Health	89%	68	11%	8	33	0%	0	
<b>TOTAL</b>	<b>89%</b>	<b>465</b>	<b>11%</b>	<b>58</b>	<b>279</b>	<b>0%</b>	<b>0</b>	

# 法的要求事項とガイドノート

Heading	要求事項	ガイドノート	引用	アイテム	Extra Scop	YES / NO / NA	Finding Description / Comments
健康診断	事業者は、労働者を雇い入れるときは一般健康診断を行い、係る健康診断の記録(健康診断個人票)を少なくとも5年間保存しなければならない。	<a href="#">ガイドノートの表示</a>	<a href="#">労働安全衛生規則(昭和47年09月30日労働省令第32号)最終改正(平成31年03月29号); Art. 43 and 労働安全衛生法(昭和47年6月8日)第66-Sect.1 and A</a>	*一般健康診断結果報告書		Yes	2000年以降の健康診断記録はXXX課YYYが2019年11月 確認。
健康診断	事業者は、月当たりの特定の時間を超えて時間外労働する者に医師による面接指導を行い、面接指導の結果を5年以上保管しなければならない。	<a href="#">ガイドノートの表示</a>	<a href="#">労働安全衛生規則(昭和47年09月30日労働省令第32号)最終改正(平成31年03月29号); Art.52-2 and 4; Art.52-7-2 労働基準法(昭和25年05月31日)法律第四十九号 労働基準法施行令(昭和22年08月31日)最終改正(平成31年03月29号); Art.34-2 労働安全衛生法(昭和47年6月8日)第66-Sect.1 and A</a>				<p>[JPQ00449]</p> <p>注記: 雇用時健康診断検査項目には、次の項目を含めなければならない (ISHL-ER第43条及び第44条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 業務歴の調査</li> <li>- 自覚症状及び他覚症状の有無</li> <li>- 身長、体重、視力及び聴力 (1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力) の検査、</li> <li>- 胸部エックス線検査</li> <li>- 血圧の測定</li> <li>- 赤血球数・血色素量の検査 (すなわち、貧血検査)</li> <li>- 血清グルタミンオキサロアセチルトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査 (すなわち、肝機能検査)</li> <li>- 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査 (すなわち、血中脂質検査)</li> <li>- 血糖検査</li> <li>- 尿中の糖及び蛋白の有無の検査 (すなわち、尿検査)</li> <li>- 心電図検査</li> </ul>

×

[JPQ00449]

注記: 雇用時健康診断検査項目には、次の項目を含めなければならない (ISHL-ER第43条及び第44条)。

- 業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無
- 身長、体重、視力及び聴力 (1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力) の検査、
- 胸部エックス線検査
- 血圧の測定
- 赤血球数・血色素量の検査 (すなわち、貧血検査)
- 血清グルタミンオキサロアセチルトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査 (すなわち、肝機能検査)
- 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査 (すなわち、血中脂質検査)
- 血糖検査
- 尿中の糖及び蛋白の有無の検査 (すなわち、尿検査)
- 心電図検査





# コンプライアンスグラフ と リスク ファクター グラフ

## Compliance Factor



NON COMPLIANCE



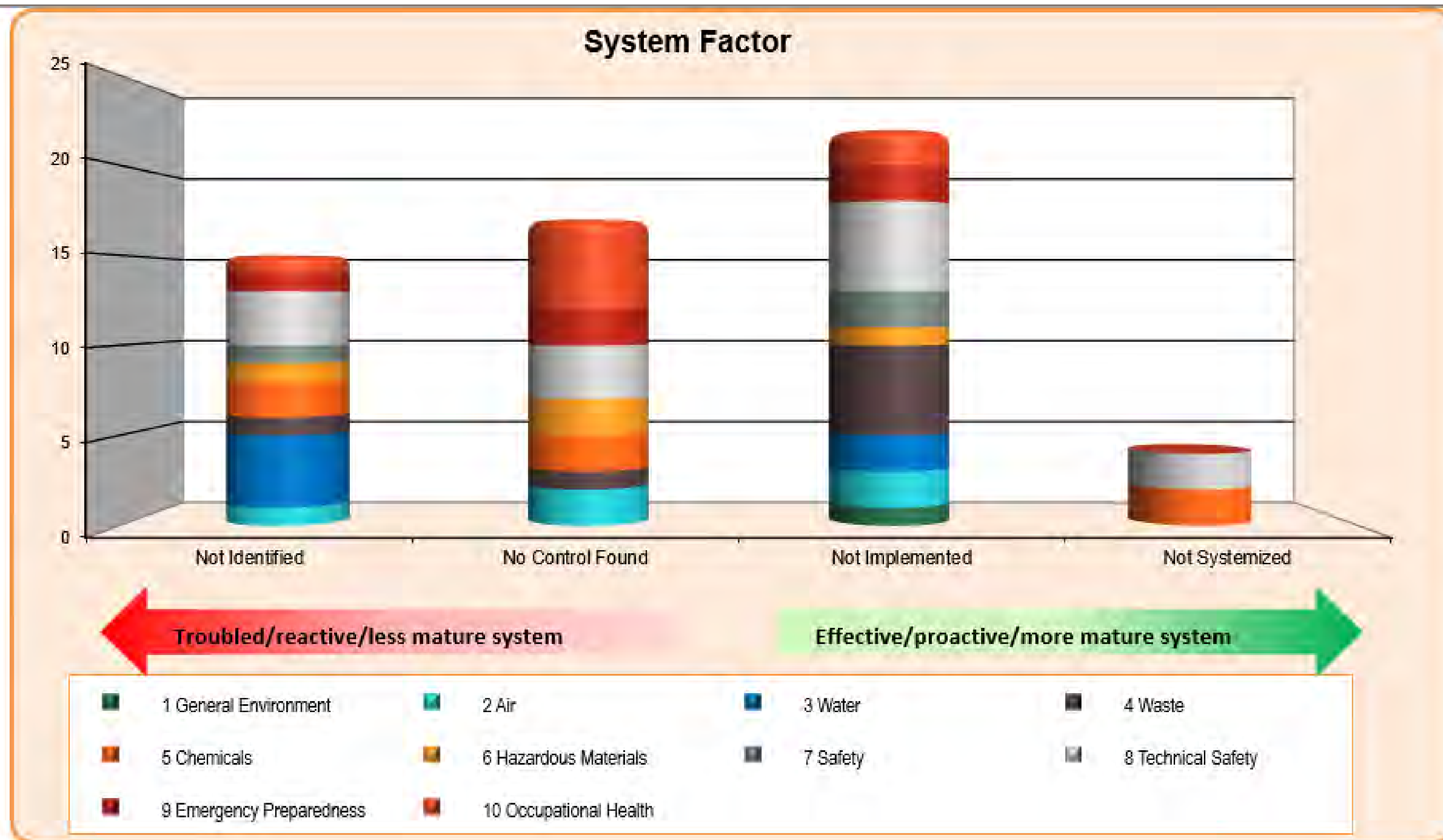
## Risk Factor



Risk



# システムファクターグラフ



# コンプライアンスダッシュボード: コーポレートダッシュボード

ホーム コーポレートダッシュボード



## コーポレートダッシュボード

検索

事業所名	国	地域	適用性グラフ	コンプライアンスグラフ	事業所ダッシュボード
Mexico City <span>1111</span>	メキシコ	Mexico City			<span>54</span>
Mexico City 2 <span>1111</span>	メキシコ	Mexico City			<span>204</span>
Lima <span>750</span>	ペルー	National			<span>558</span>
Puerto Rico <span>985</span>	プエルトリコ	National			<span>810</span>
Russia Facility <span>960</span>	ロシア	National			<span>106</span>
Barcelona <span>916</span>	スペイン	National			<span>486</span>
Turkey Facility <span>924</span>	トルコ	National			<span>360</span>

# コンプライアンスダッシュボード: 法的要求事項

日本 / National / Test\_Japan

検索

コーポレートダッシュボード / 事業所を設定する / 事業所ダッシュボード / コンプライアンスインテリジェンス

法規制登録簿

Excel にエクスポート

変更点を表示

展開する | 折り畳む

- 環境に関する事業者の責務
- 大気汚染防止
- 水資源管理・水質汚濁防止
- 廃棄物管理
- 化学品管理
- 危険有害物管理・輸送規制
- 安全管理
- 施設/技術安全性
- 緊急時対応・防災

産業衛生管理 / 健康診断 要確認

事業者は、労働者を雇い入れるときは一般健康診断を行い、係る健康診断の記録 (健康診断個人票) を少なくとも5年間保存しなければならない。  
(JPQ00449, Office, Generic, 日本)

適用  適用外

コメントを入力してください

詳細情報

健康診断 要確認

事業者は、常時使用する労働者に対して医師に  
ならない。  
(JPQ00450, Office, Generic, 日本)

Accident/Illness Investigation, Record keeping & Reporting  Applicable  Not applicable

Workplace Requirements  Please, enter a comment

Emergency Limits & Protection

### 健康診断

**ガイドノート**  
注記: 雇用時健康診断検査項目には、次の項目を含めなければならない (ISHL-ER第43条及び第44条)。

- 業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無
- 身長、体重、視力及び聴力 (1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力) の検査、
- 胸部エックス線検査
- 血圧の測定
- 赤血球数・色素量の検査 (すなわち、貧血検査)
- 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマグルタミルトランスアミナーゼ (GGT) の機能検査)
- 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査 (すなわち、血中脂質検査)
- 血糖検査
- 尿中の糖及び蛋白の有無の検査 (すなわち、尿検査)
- 心電図検査

注記: 医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断は不要。

### 関連文書

一般健康診断結果報告書

### 関連法規制

労働安全衛生規則 (昭和47年09月30日労働省令第32号 最終改正 平成31年03月25日厚生労働省令第29号) (j)  
労働安全衛生法 (昭和47年6月8日法律第57号) (j)

If you have questions or feedback about this question please email ENHESA at: [enhesa@enhesa.com](mailto:enhesa@enhesa.com)

# コンプライアンスダッシュボード: 事業所ダッシュボード

JAPAN / NATIONAL / Test\_Japan

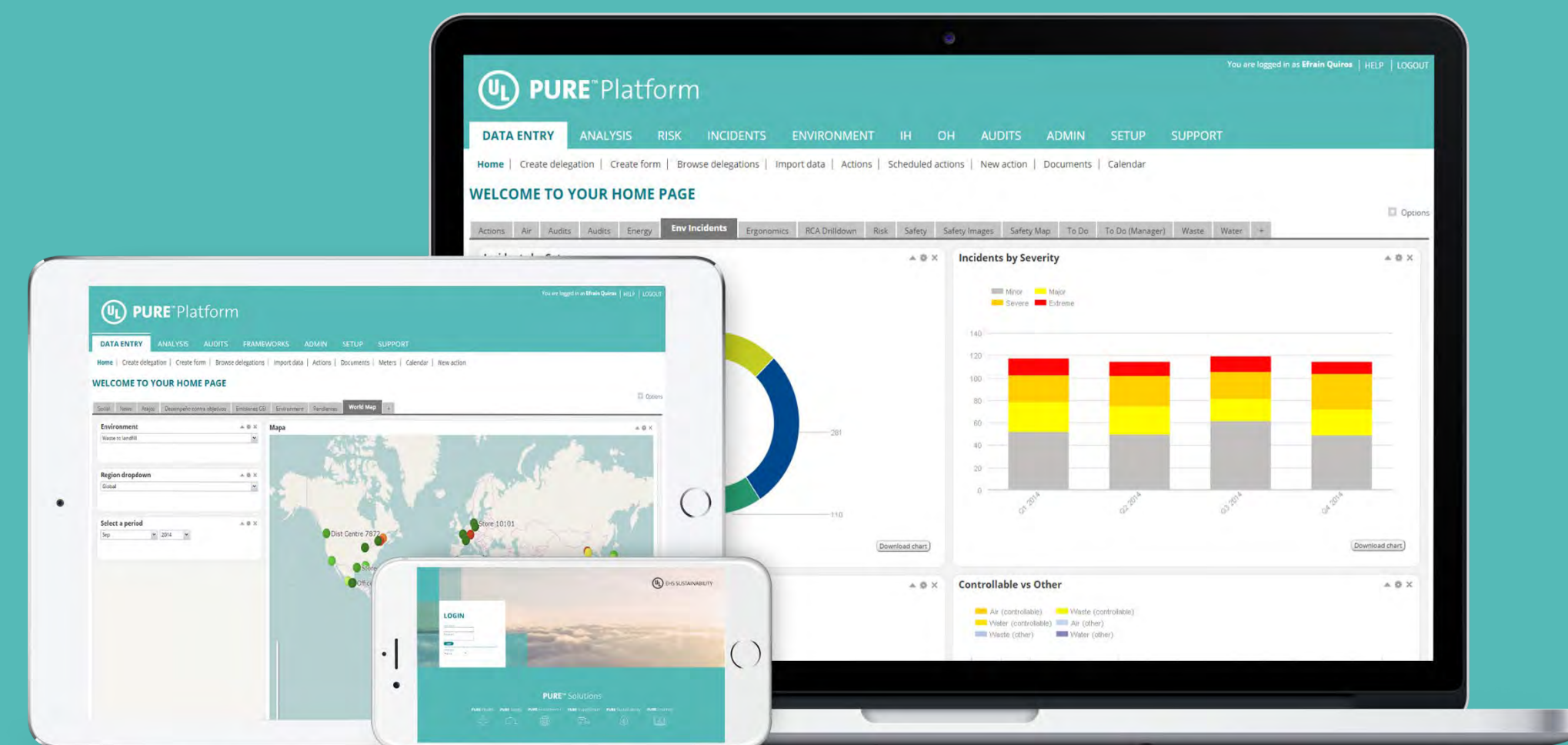
コーポレートダッシュボード / 事業所を設定する / 事業所ダッシュボード

法規制登録簿

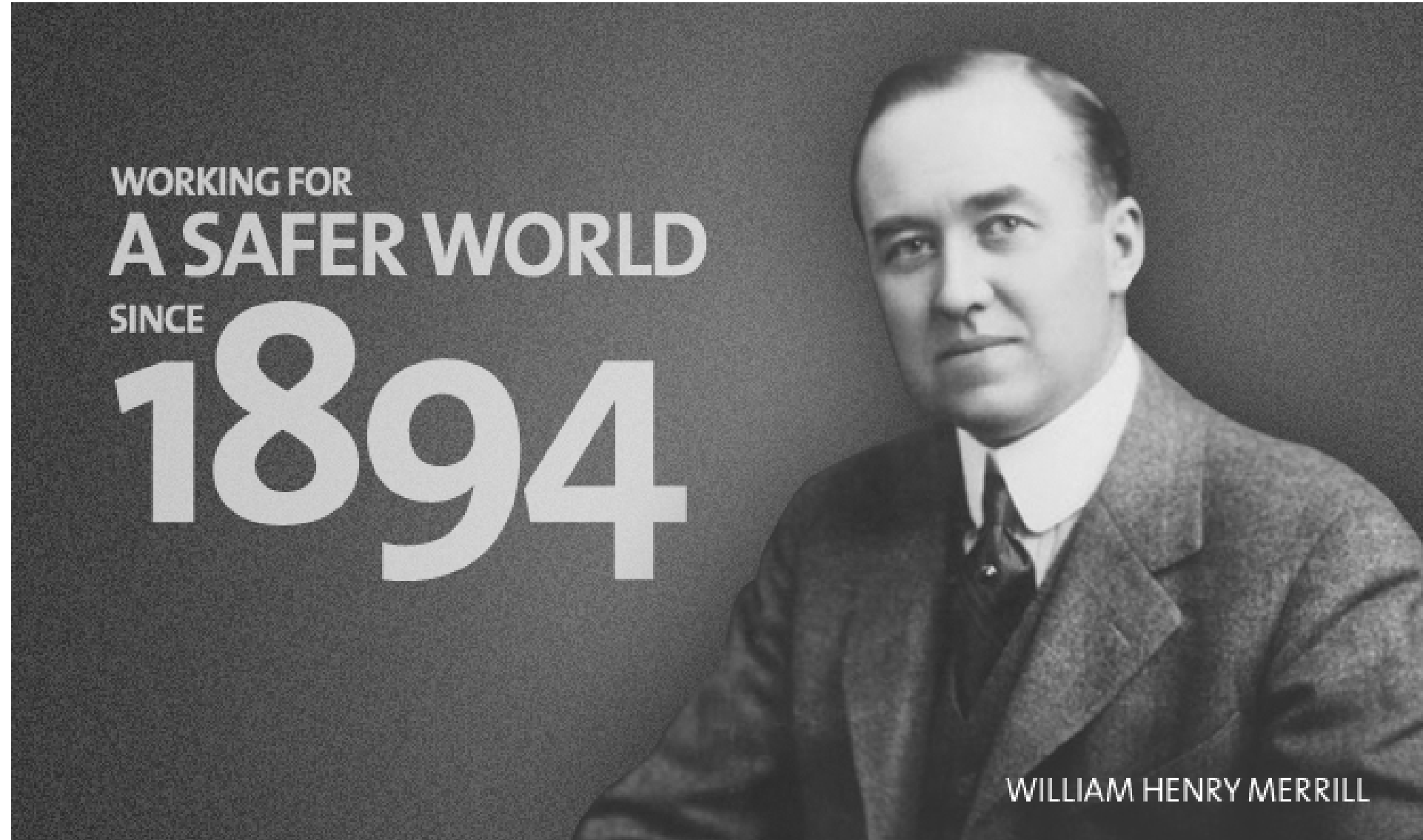
表題	適用法令			コンプライアンス			Major Updates	合計
	適用	適用外	要確認	遵法している	是正措置が必要	未確認	要再確認	
 環境に関する事業者の責務	0	51	6	0	0	6	2	57
 大気汚染防止	0	89	3	0	0	3	0	92
 水資源管理・水質汚濁防止	0	64	2	0	0	2	0	66
 廃棄物管理	0	26	63	0	0	63	0	89
 化学品管理	0	2	94	0	0	94	0	96
 危険有害物管理・輸送規制	0	16	103	0	0	103	0	119
 安全管理	0	8	44	0	0	44	0	52
 施設/技術安全性	0	11	147	0	0	147	0	158
 緊急時対応・防災	0	0	78	0	0	78	0	78

A	B	C	D	E	F	G
Regulation	Regulation Title	Summary	Main Requ	Country	Region	Answer
31	工業用水道事業法(昭和三十三年四月二十五日法律第八十四号)			日本	National	Yes
60	作業環境測定法施行令 (昭和五十年八月一日政令第二四四号)			日本	National	Yes
193	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成四年十二月十六日)	特定有害	特定有害	日本	National	No
263	特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年十一月二十七日政令第三百七十	施行令は	主な規制	日本	National	No
279	都市計画法 (昭和四十三年六月十五日法律第百号, 最終改正 平成一五年六月	同法は、	都市計画	日本	National	Yes
317	労働者災害補償保険法 (昭和二二年四月七日 法律第五十号)			日本	National	No
385	悪臭防止法施行令(昭和四十七年五月三十日政令第二百七号)	施行令は	悪臭防止	日本	National	Yes
428	危険物の規制に関する政令(昭和三十四年九月二十六日政令第三百六号)	危険物の	指定数量	日本	National	Yes
450	悪臭防止法施行規則(昭和四十七年五月三十日総理府令第三十九号)	悪臭防止	悪臭防止	日本	National	No
679	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成	容器包装	容器包装	日本	National	Yes
739	年少者労働基準規則 (昭和二十九年六月十九日 労働省令第十三号)	この規則	使用者は	日本	National	Yes
774	都市計画法施行令 (昭和四十四年六月十三日 政令第百五十八号)			日本	National	Yes
833	振動規制法施行令(昭和五十一年十月二十二日政令第二百八十号)	振動規正	施行令は	日本	National	Yes
856	ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和四十七年九月三十日 労働省令第三十	規則は、	規則で定	日本	National	Yes
883	作業環境評価基準 (昭和63年9月1日 労働省告示第79号)	基準は、	作業環境	日本	National	Yes
921	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)	大気汚染	大気汚染	日本	National	Yes
930	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年六月	法律は、	主な規制	日本	National	Yes
989	工業用水道事業法施行令(昭和三十三年十月二十日政令第二九一号)			日本	National	
1034	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学	告示は、	事業者が	日本	National	No
1070	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和54年09月29日通	エネルギー	主な規制	日本	National	No
1102	特定化学物質の環境中の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法	施行令は	施行令の	日本	National	No

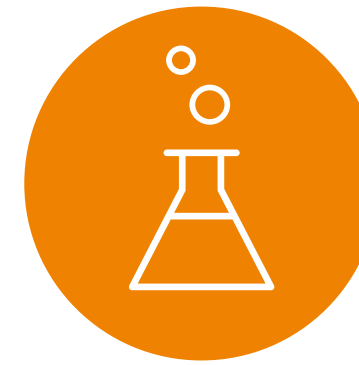
# EHS管理を支援する UL 360 プラットフォームのご紹介



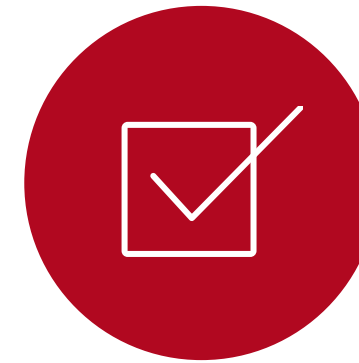
# ULとは



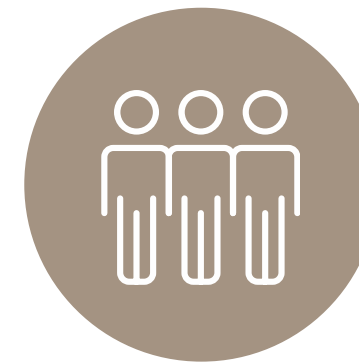
ULは、「より安全な世界を目指して」という  
ミッションの下、世界中の企業様をサポートしています。



試験



検査



アドバイザー



検証



認証



監査 / 分析



教育 / トレーニング

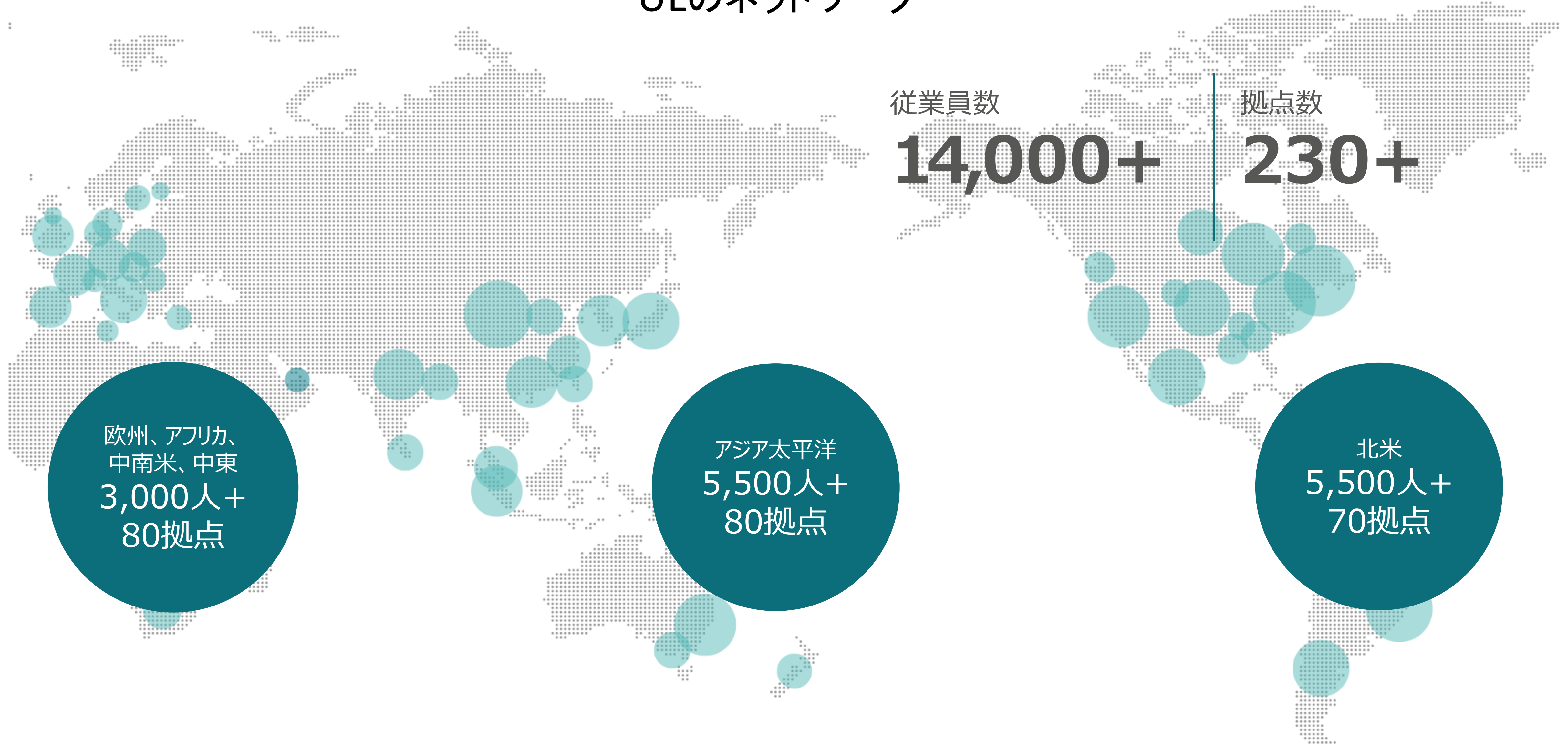


ソフトウェア

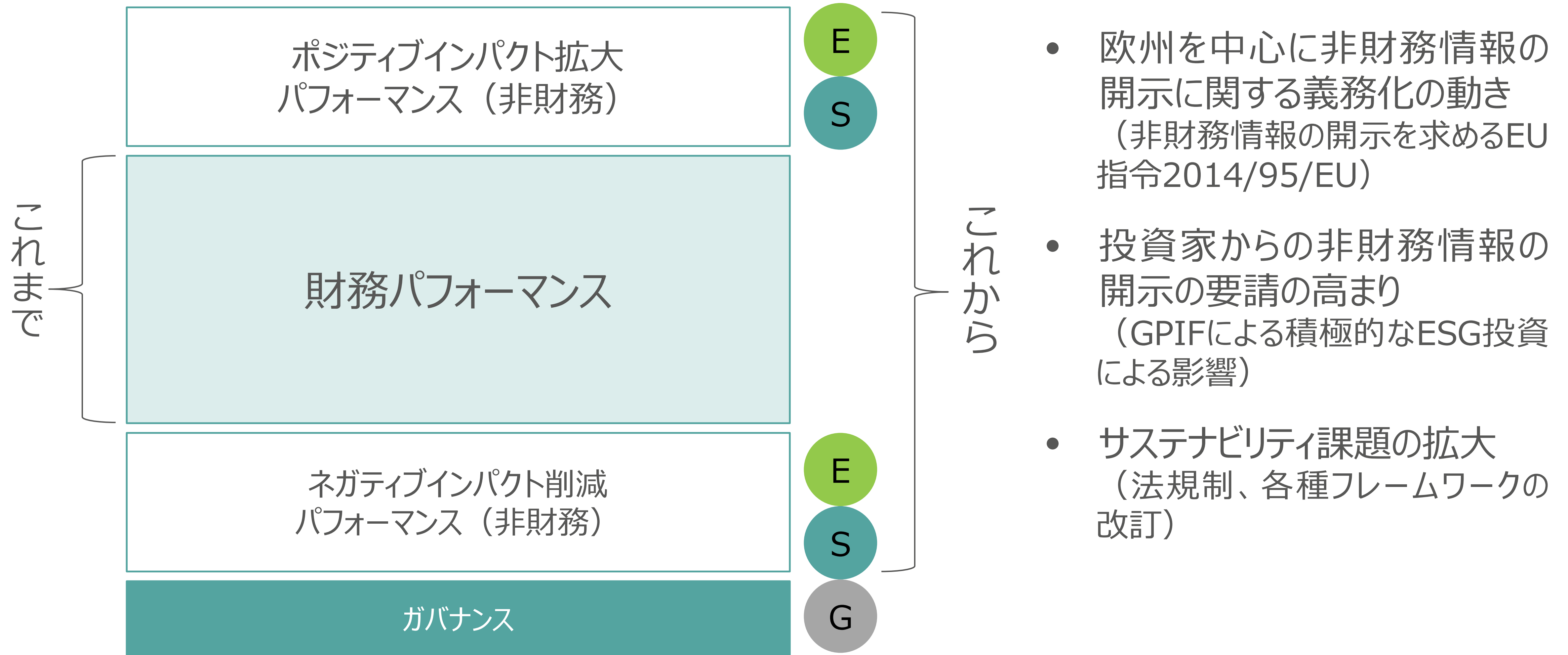




# ULのネットワーク



# 拡大しているマネジメント領域



# 求められるコンプライアンス - GRI引用

## 開示事項 307-1 環境法規制の違反

報告組織は、次の情報を報告しなければならない。

- a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。  
次の事項に関して
  - i. 重大な罰金の総額
  - ii. 罰金以外の制裁措置の総件数
  - iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案
- b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

## 開示事項 419-1 社会経済分野の法規制違反

報告組織は、次の情報を報告しなければならない。

- a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。  
次の事項に関して
  - i. 重大な罰金の総額
  - ii. 罰金以外の制裁措置の総件数
  - iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案
- b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる
- c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯

# 非財務情報の収集・管理・開示のための UL 360 プラットフォーム



## 収集

自社の事業所や工場、および世界に広がるサプライチェーンからの情報収集



## 計算&分析

異常値の発見や各地域の方法に従った換算、グループ全体または事業所単位での分析



## 評価&対策

入力されたデータに基づくスコアリングや警告表示と、対策の設定およびその進捗管理



- グループ全体、さらにはサプライチェーンにおける非財務情報の**収集の効率化と精度向上**
- GRI、DJSI、CDP等の**各種フレームワークに沿ったレポート**
- 非財務分野の**PDCAマネジメントの強化**



# ユーザー企業様の例



# UL-Enhesaのパートナーシップと プラットフォーム活用の利点



# なぜプラットフォーム？



digital  
Digital  
Transformation  
technology



## 全社的なレポーティングへの社会的要請

– ESG、CSR/サステナビリティレポート、カーボンディスクロージャー、非財務情報開示 etc..



## 電子レポーティングの進展

– 事故報告、排出モニタリング、化学品使用etc..



## IT技術の加速的な進展

– クラウド、モバイル、ビッグデータアナリシス、ソーシャル…

# UL-Enhesa パートナーシップの利点

## 現在

- エクセルによる管理
- 国・地域ごとに異なるフォーマットまたはシステム

## Enhesa

- コンプラインスダッシュボードによる法令情報の一元管理
- オンラインでコンプライアンス☑
- 本社、管理組織はリアルタイムで拠点の状況を把握

## UL + Enhesa

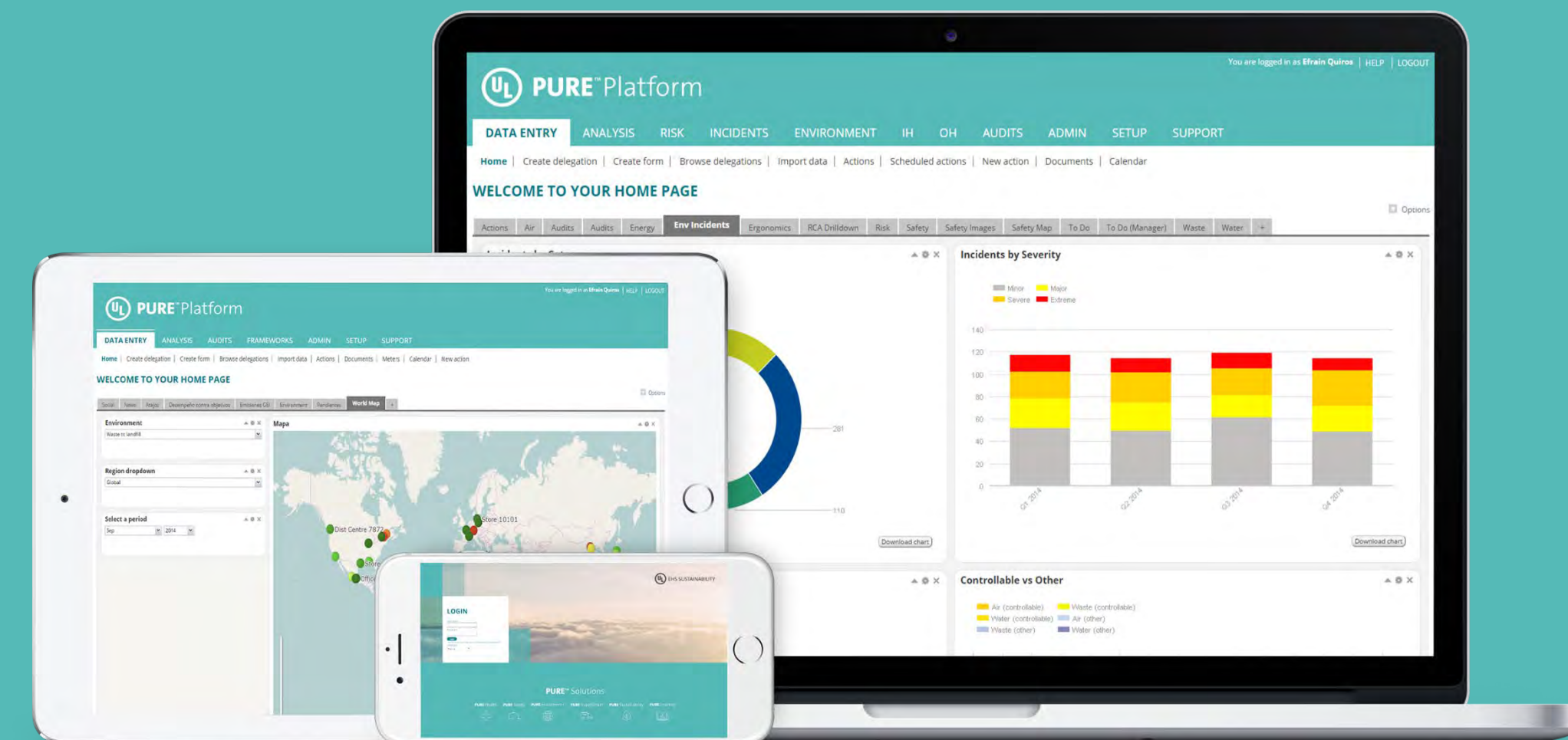
- 法令情報以外の多様なコンテンツ
- 監査モジュール、監査結果トラッキング
- トレーニング、- エネルギー、廃棄物、化学品...

	A	B	C	D	E
1	対象拠点	監査終了日	不適合件数	是正完了予定	責任者
2	日本 サイトA	4/15/2019	18		
3	日本 サイトB	5/10/2019	10		
4	日本 サイトC	5/18/2019	11		
5	日本 サイトD	6/2/2019	25		
6	中国 サイトE	6/7/2019	31		
7	中国 サイトF	7/3/2019	22		
8	中国 サイトG	7/10/2019	14		
9	ベトナム サイトH	6/22/2019	16		
10	タイ サイトI	6/29/2019	23		
11	インドネシア サイトJ	7/15/2019	15		
12	ドイツ サイトK	9/3/2019	9		
13	フランス サイトL	9/11/2019	19		
14	スペイン サイトM	9/27/2019	21		
15	米国 サイトN	10/5/2019	17		
16	米国 サイトO	10/6/2019	13		
17	ブラジル サイトP	10/30/2019	24		
18					

Facility Name	Country	Region	Applicability Graph	Compliance Graph	Facility Dashboard	Corporate requirements
Buenos Aires 990	Argentina	Buenos Aires				653 <input checked="" type="checkbox"/>
Santa Cruz 577	Argentina	Santa Cruz				332 <input type="checkbox"/>
Brussels 1117	Belgium	Brussels				605 <input type="checkbox"/>
Namur 1154	Belgium	Wallonia				613 <input checked="" type="checkbox"/>
Sentia Test 1117	Belgium	Brussels				543 <input type="checkbox"/>
Enhesa China Test 1536	China	National				169 <input checked="" type="checkbox"/>
Shanghai 2 2007	China	Shanghai				577 <input type="checkbox"/>
Shanghai Pegasus 2007	China	Shanghai				339 <input type="checkbox"/>



# UL 360 プラットフォームの デモンストレーション



# 非財務情報の収集・管理・開示のための UL 360 プラットフォーム



## 収集

自社の事業所や工場、および世界に広がるサプライチェーンからの情報収集



## 計算&分析

異常値の発見や各地域の方法に従った換算、グループ全体または事業所単位での分析



## 評価&対策

入力されたデータに基づくスコアリングや警告表示と、対策の設定およびその進捗管理

- グループ全体、さらにはサプライチェーンにおける非財務情報の**収集の効率化と精度向上**
- GRI、DJSI、CDP等の**各種フレームワークに沿ったレポート**
- 非財務分野の**PDCAマネジメントの強化**



# プラットフォームの拡張性

モジュール (オプション)

コンプライアンス  
法規制順守の管理

オーデイト  
監査、是正処置管理



各国法規制  
モニタリング

GHG/環境  
CO2/廃棄物/水等のデータ管理

フレームワーク  
各種フレームワークに沿った報告



CDPとの  
自動連携

メータリング  
スマートメーターとの連携

プロパティ  
資産の管理



DJSIとの  
自動連携

サプライヤーリレーション  
サプライヤー管理、コミュニケーション

インシデント  
事故管理、分析、是正処置

コミュニティ/イニシアチブ  
社内外の活動の立案と進捗管理

必須

## プラットフォームベース

- ・ ダッシュボード
- ・ 計算/分析ツール
- ・ 自動報告書作成ツール

- ・ アクション設定と進捗管理
- ・ エクセルのインポート/エクスポート
- ・ SSO、他システムとの連携

- ・ GRIに基づく指標、SDGsに紐づけた管理



# プラットフォームの拡張性

モジュール (オプション)

コンプライアンス  
法規制順守の管理

オーデイト  
監査、是正処置管理



各国法規制  
モニタリング

GHG/環境  
CO2/廃棄物/水等のデータ管理

フレームワーク  
各種フレームワークに沿った報告



CDPとの  
自動連携

メータリング  
スマートメーターとの連携

プロパティ  
資産の管理



DJSIとの  
自動連携

サプライヤーリレーション  
サプライヤー管理、コミュニケーション

インシデント  
事故管理、分析、是正処置

コミュニティ/イニシアチブ  
社内外の活動の立案と進捗管理

必須

## プラットフォームベース

- ・ ダッシュボード
- ・ 計算/分析ツール
- ・ 自動報告書作成ツール

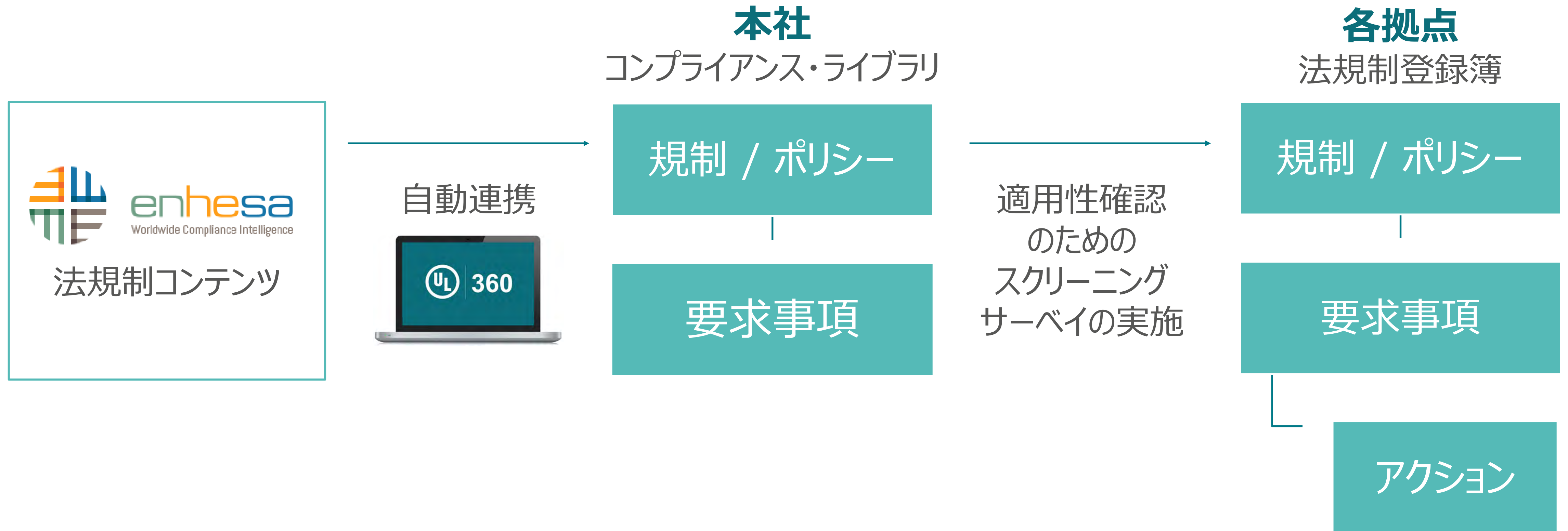
- ・ アクション設定と進捗管理
- ・ エクセルのインポート/エクスポート
- ・ SSO、他システムとの連携

- ・ GRIに基づく指標、SDGsに紐づけた管理



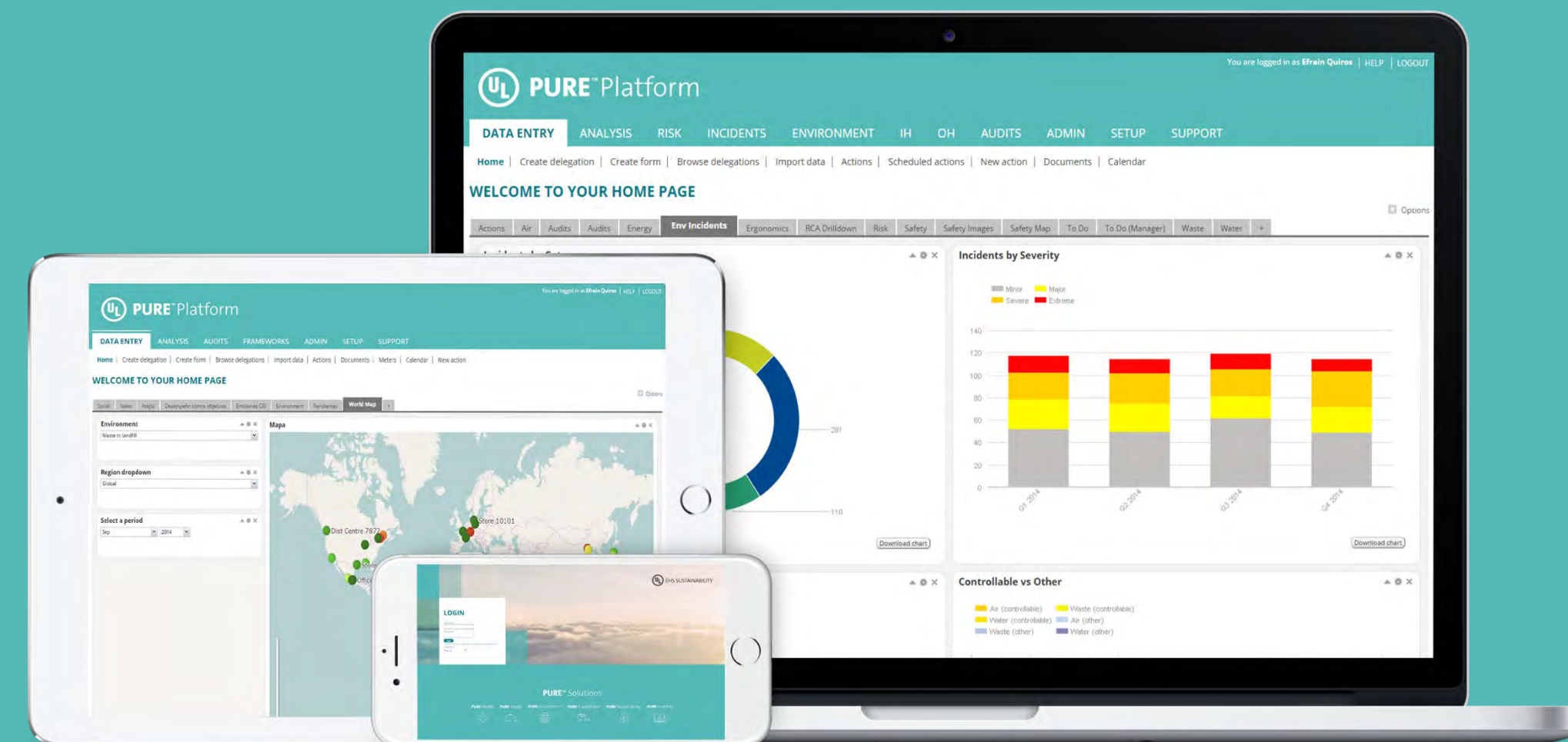
# エンヘサ様とのシステム連携

エンヘサ様との連携により、各国の法規制に対するコンプライアンスの確保をサポートします。





# UL 360 プラットフォームの活用事例 ～欧米先進企業の管理手法～



# 英国エネルギー会社様の例

## 会社概要

拠点：イギリス本社を中心に世界各地に拠点

事業：エネルギー供給関連サービス

従業員数：3万名以上

外部情報開示：統合報告書、CDP、DJSIなど



## 課題

- 各拠点の法規制管理は現地任せとなっていて、グローバル全体でのコンプライアンスの状況を把握できていなかった
- コンプライアンスの情報と、他の安全や環境データが切り離して管理されており、全体の状況が見えなかった

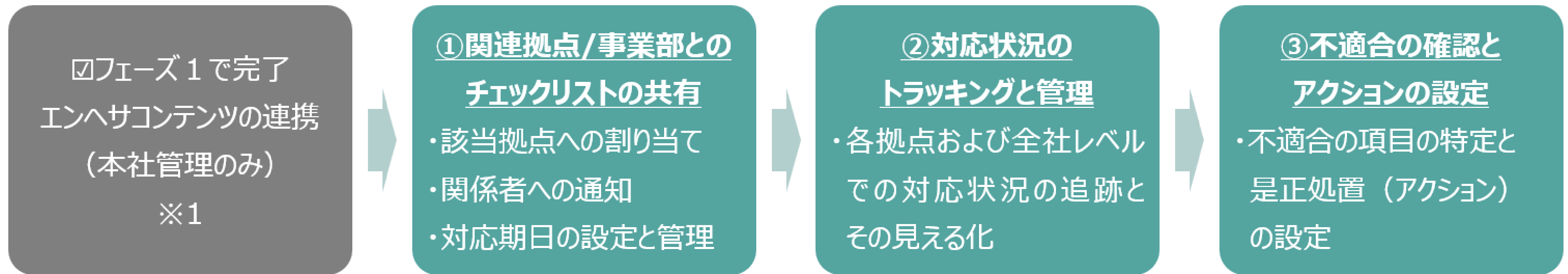
## 解決策

- 2014年 ULシステム構築、運用開始
- ベース+オーデイトモジュール+コンプライアンスモジュール+インシデントモジュールを活用
- コンプライアンス管理、監査の実施、環境安全事故の報告と管理をシステム上で対応
- 2016年 インヘサコンテンツの連携（フェーズ1プロジェクト）
- 2017年 インヘサコンテンツの活用強化検討（フェーズ2プロジェクト – 次のスライド参照）



# 英国エネルギー会社様の例

## フェーズ2プロジェクトの概要



※1 チェックリストの自動連携を完了。ただしこの時点では、エンハサコンテンツ（チェックリスト）は本社での活用のみ。

## 効果

- 各拠点のコンプライアンス順守の徹底、ひいてはグローバル全体での管理を実現
- 不適合発生時の迅速な対策の設定、実行と追跡
- EHSに関するデータ（事故発生件数やその後の対応からコンプライアンス状況まで）の一元管理



Q & A



# Thank You!

株式会社UL

環境・サプライチェーン部

織戸香里

kaori.orito@ul.com

日本エンヘサ株式会社

アジア担当セールスマネージャー

田崎裕美

ht@enhesa.com



enhesa™  
Worldwide Compliance Intelligence